

第3回近畿地域農業特定技能協議会運営委員会
(議事要旨)

日 時：令和7年12月4日（木） 15時00分～17時00分

※オンライン形式で実施

出席者：別紙のとおり

議事要旨：

冒頭、近畿農政局経営・事業支援部経営支援課長から以下の旨のあいさつがあった。

- ・近畿農業は地域ごとに多様な品目・経営形態を有する一方、新規就農者の減少や季節的な労働力不足が深刻化しており、外国人材の活用がその解決策として重要性を増している。
- ・本日は出入国在留管理局・警察・農政局それぞれの立場から制度の最新動向や在留外国人犯罪の情勢、農業分野における外国人材受入れの現状を共有し、適正かつ効果的な受入れに向けた理解を深める場としたい。

1. 決定事項

- ・なし

2. 構成団体からの説明・報告

○法務省大阪出入国在留管理局

「特定技能制度における運用改善等について」

- ・令和7年4月1日施行の省令改正による特定技能制度の運用見直しの説明があったほか、農業分野における支援計画の不履行や雇用契約履行体制の不備といった不適切事例および指導勧告書の交付事例の紹介があった。

○近畿管区警察局

「在留外国人犯罪の情勢」

- ・令和6年の来日外国人に係る入管法違反検挙人員は4,209人で不法残留が約8割を占めること、偽造在留カードや不法就労助長罪の事案が多数確認されていること、コロナ禍以降増加傾向にある刑法犯・特別法犯についてSNSを通じた実行犯勧誘への関係機関と連携した対策を進めていることの説明があった

○農林水産省近畿農政局

「農業分野における外国人材の受入れ」

- ・技能実習制度から育成就労制度への移行や特定技能制度の概要、行方不明者割合が全分野で最高（30.3%）など農業分野の課題のほか、近畿農業の特性を踏まえた産地間連携による派遣形態の活用や先進自治体の取り組み事例、人材獲得競争への対応の必要性について説明があった。